

平成 23 年度補助金等の適正化について（答申）

も く じ

はじめに

1 . 補助金の現状

2 . 補助金のあり方・問題点

(1) 補助金のあり方

(2) 補助金交付の問題点

3 . 補助金等適正化と改善点

(1) 流山市補助金等適正化

(2) 改善・改革点

4 . 「平成 23 年度審査対象補助金等」の審査結果

おわりに

はじめに

米国の財政赤字、巨額借金から進む世界的株安・ドル安（深刻化する超円高問題への波及）はいうに及ばず、ギリシャ、イタリア等々での財政危機・不安、そして日本は……。むろん国家だけでなく、地方自治体の財政危機も例外ではない。

北海道夕張市の財政破綻だけでなく、全国には財政状況の厳しい自治体が数多く、全国地方自治体の6割近くが財政赤字に陥っている、ともいわれている。

「補助金」は、国・地方公共団体などが特定の事務事業を奨励・助成するために交付する金銭的給付であり、市場制度の欠陥を補正して、社会的正義や人権を保障する手段としての一面を持っているだけに、それぞれの活性化にとって「補助金」は重要かつ必要不可欠である一方、「補助金」の削減は、税財政改革の重要な柱でもある。1980年代以降、「補助金」があまりにも肥大化したことと、必ずしもうまく機能せず利権化した部分があることなどが指摘され、「補助金削減一括法」と呼ばれる法律が1985年、1986年に施行された経緯がある。

こうして“財政危機”と“地域活性化”の狭間で、まさにこの両立困難なトレードオフのディレンマに悩まされるのが「補助金審査」である。地域（流山市）の発展を期待する一方で、「財政の健全化」は守らねばならない。いわば市の健全財政を維持しながらも、地域の活性化を期待するため、このたび井崎義治流山市長から「平成23年度補助金等の適正化について」という諮問を受けた。その役目を果たすべく、補助金等審議会の7名から成る委員と、流山市関係各課との度重なる真摯な議論・検討を経て、ここに流山市長への答申を具申します。

1. 補助金の現状

いま日本の補助金は、国際化・サービス化・情報化・少子高齢化と多様化する中で、その役割も注視される一方で、長期化、固定化、肥大化などへの懸念が高まっている。

こうした中で流山市の補助金動向は、別表のとおりとなっている。

補助金の推移を平成15年度以降についてみると、平成18年度まで減少していた補助金総額は、その後上昇に転じ、21年度まで急増、その後は横ばい、微増と落ち着きをみせてきた。

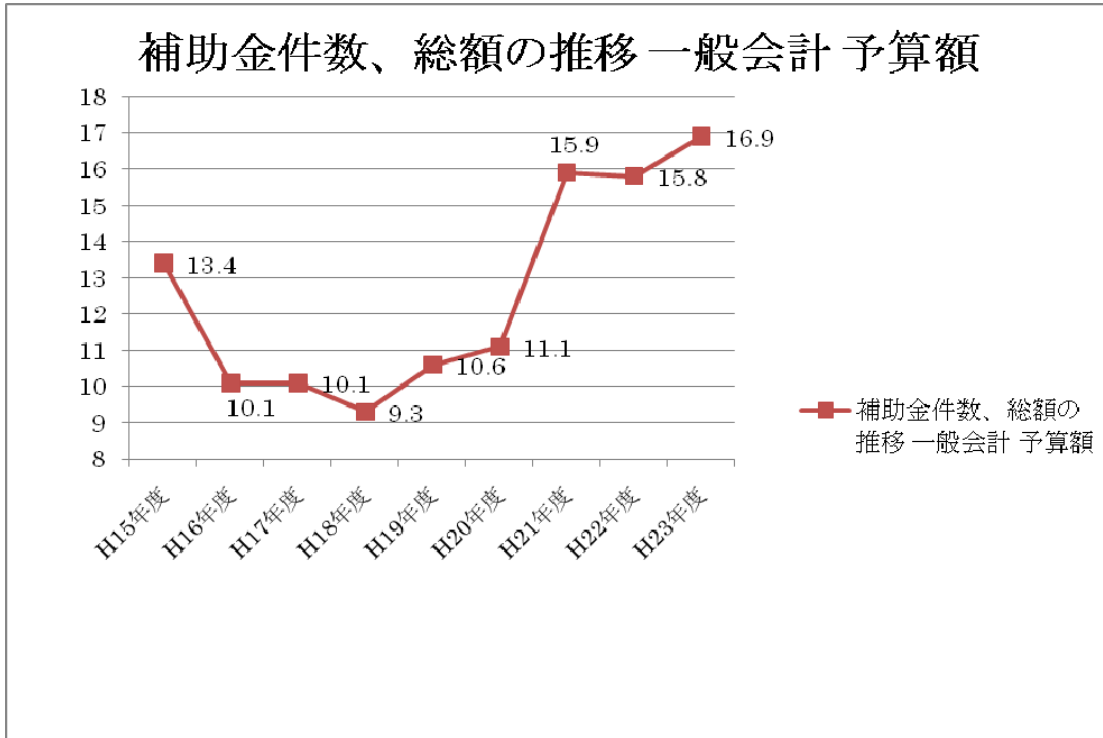
とくに目立つのは、経過期間が11年以上と長い件数が66件と、平成23年度総補助金額の72%を占めて、圧倒的に高い比率となっており、21年以上でも45%と半数近い高率で、補助金の長期化傾向を裏付けている（国県補助金を除く市単分）。

補助金件数、総額の推移

一般会計

億円、%

年度	件数	予算額	一般会計 予算額	割合
H15年度	152	13.4	398.5	3.4
H16年度	143	10.1	397.0	2.5
H17年度	115	10.1	344.3	2.9
H18年度	105	9.3	347.5	2.7
H19年度	117	10.6	353.9	3.0
H20年度	122	11.1	387.4	2.9
H21年度	128	15.9	388.5	4.1
H22年度	132	15.8	401.6	3.9
H23年度	131	16.9	420.0	4.0



市単独、国県補助金内訳 平成23年度

項目	件数	補助金額	割合
市単独補助金	91	506,627	30.0
国県補助金	40	1,180,350	70.0
合計	131	1,686,977	100.0

開始期間別（国県補助金を除く市単独分）平成23年度

期間	件数	割合
5年以下	20	22.0
6年～10年	5	5.0
11年～20年	25	27.0
21年～30年	19	21.0
31年以上	22	24.0
	91	100.0

2. 補助金のあり方・問題点

(1) 補助金のあり方

特定の政策目的のために経済的援助をする「補助政策」を経済学的に分類すると、「特別減税」(特定グループの課税を軽減する)、「財政投融资」(低利長期の財政資金の貸付)、「公共事業・公共サービスによる助成」(その多くが補助金事業)とともに、私企業、個人など民間部門に直接貨幣を給付する「補助金」がある。

したがって補助金の改革は、補助金それ自体としてのみ検討するのではなく、財政投融资や減税という広義の補助金はもとより、より広く公共的介入全体の中でそのあり方を決めるべきである。

補助金の適格性についての基本的考え方は、以下のとおり要約されよう。

事業の目的が、公共性が高く、市民のニーズに合っていること。

補助金交付団体としての適格性を備えていること。

運営に対する経費は含まず、事業に対する経費の2分の1以下とする。事業の内容や性格により、特別に審査の段階で妥当とされたものはこの限りではない。

補助金交付期間が長期化し、既得権化していないこと。交付期間は単年度交付を原則とし、“サンセット方式”の推進も念頭に入れる。

運営面で、補助金に過度に依存していないこと。

補助金は適切に使用され、事業内容、経費等の情報公開がされていること。

いずれにしても弱者に追い討ちをかける「格差」を是正するための手当て、地域やまちを活性化させるための財政支援など、さまざまな方面で補助金が有効に活用されることは、今後とも必要となっていくことはいうまでもない。

(2) 補助金交付の問題点

補助金の見直し、評価が議論される際に、常に指摘される問題点としては、以下の点が挙げられる。

特定団体への補助金の長期化・固定化・マンネリ化は、公平

性などからも問題で、既得権化にもつながる。今回の審議案件でも、20年以上継続している補助金が半数以上と多く、なかには50年にもわたる長期補助もあり、重大な問題となっている。

上記の長期化による補助金依存体質が、自助努力の欠落を生み、自主・自立の意欲すら失わせる。

費用対効果が明確でないまま、続けられるケースもみられる。過保護になりすぎていないか。

「一律分配」でよいのか。

補助金が、本来の目的と異なるところに使われたり、交付先が多方面になりすぎて、補助金総額を引き上げ、肥大化する傾向にある面もみられる。

補助金審査の判断基準

	審査項目	判断基準
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策目的に合致している。 ・市民の福祉の向上に役立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平に市民に利益をもたらすものか。 ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金の交付に不公平感はあるか。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。

適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみ依存することなく、団体に自立性がはかられているか。
-----	---	--

審査・交付基準（評価基準）

事業の目的

- A 公共性、公益性が強く、民間の協力により効率的に事業が行えるものか。
- B 市の将来へのビジョンに貢献するものか。
- C 市民の福祉の向上に役立つものか。
- D 市民の市政参加と地域の活性化に役立つものか。
- E 市独自の文化保存などに役立つものか。

適切性

- A 団体として実績があり、今後の信頼性もあるか。
- B 事業目的に対し効果のある活動を提案しているか。
- C 団体等の会計処理および用途が適切になされているか。
- D 補助金の必要性はあるか。
- E 真に市が補助すべき事業を行う団体であるか。

評価基準

- A 現代の社会・経済状況に合致した活動か。
- B 市民が必要としている事業を行っているか。
- C 流山に魅力をもたらすものか。
- D 補助金の必要性はあるか。
- E 補助金が有効に使われているか。
- F 費用対効果は良いか。
- G 整理・統合の必要は無いのか。
- H 長期にわたる悪弊はないか。

3. 補助金等適正化と改善点

(1) 流山市補助金等適正化

< 補助金システムの構築 >

流山市は、流山市基本構想および前期基本計画に基づき、将来都市像としての『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』の具現化に向けて、市民と行政が一体となったまちづくりが展開されている。

その中で、行政の充実として「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」が掲げられ、協働によるまちづくりが重要であるとしている。

行政と市民との『協働』を推進することは、国の三位一体改革による市財政への影響など今後一層厳しさが増すことが予想される財政状況を背景に、地方の自立を目指していくための自治の基盤をなすものである。

補助金制度も、政策実現のための間接的手段として、こうした『協働』の一環としての機能を有しているものであり、補助金交付という手段により、市民のマンパワーと幅広いノウハウを活かした費用対効果の面からも、施策目標の実現に必要な公費負担の軽減の役割を果たしている。

しかし前項『2. 補助金のあり方・問題点』で述べたような問題点もあるため、これらの問題点を認識した上で、新たな「補助金システム」が構築された。

< 補助金適正化の経緯 >

第2次行財政改革指針（平成14年7月）による「平成16年度までに補助金一律10%削減」実施

厳しい財政環境の下で、健全な財政運営を行うために、平成16年4月に流山市行財政改革審議会より行財政改革の一環として「補助金のあり方について」の答申がなされ、補助金審議会の設置と新しい補助金制度の確立が提案された。

附属機関（補助金等審議会）が設置（平成16年8月30日）
平成17年度の「補助金制度の見直しについて」緊急提言（平成16年12月28日）

補助金制度の見直し及び補助金の適正化について(答申)(平成17年5月20日)

流山市では「流山市補助金等適正化実行プラン」を策定し、平成18年度から平成20年度までの3年間を試行期間として実施した。

(2) 改善・改革点

<長期化補助金の徹底検証>

改善・改革点の最大の焦点は、いうまでもなく「長期化による固定化・マンネリ化した補助金」の問題と、その扱い(改善・改革)であろう。

平成21年10月14日に提出された「後期基本計画における新たな補助金等について」(答申)によると、“補助金の適格性についての基本的な考え方”の中で、「補助金交付期間が長期化し、既得権化していないこと。交付期間は単年度交付を原則とし、最長3年で打ち切る」と述べられている。むろんこの3年見直しが全てに当てはまるわけではなく、市の重点政策によっては例外や特例もあろう。ただ予算の肥大化を防ごうという試みとしてのいわゆる“サンセット方式”は、補助金の長期化・固定化を改善する上で有効な方策といえる。3年とするか、5年、10年などとするかは今後の検討課題としても、重要案件といえども一定期間毎の細部にわたる重点的検証・見直しは、費用対効果の観点からも必要不可欠ではないか。

“甘え”の構図が蔓延している長期補助金こそ、悪弊改革の最重要かつ最優先事項として、定期的・徹底的検証のシステムを組み入れる必要がある。

<その他改善点>

金額が大きい補助金(とくに1件当たりの補助金額が例えば5千万円以上と多いもの)については、時代的要請・費用対効果等を考慮して常に検証、改善の必要がある。

反面、小額補助金についても再検討の必要がある。肥大化の懸念がある増額ではなく、他との統合、スクラップ・アンド・ビルドによる増額等効率化への対応である。

公募性の導入・移行（普及）：とくに長期化・固定化した協会等団体から積極的・意欲的 NPO 組織への傾斜。

補助金の再申請受付時に際して、団体等の目的、経費の使われ方、具体的効果等について、再点検・検証することによって、補助金活用の改善が大いに期待されよう。

過保護政策の見直しと自立化努力への政策誘導・方向転換。

“バラマキ”配分、“多様化”指向は、財政圧迫ともなるため好ましい方式とはいえない。むしろ”傾斜配分“、“重点主義”という形で、数年間は重点部門に集中したり、弱者救済の形で所得制限を設けて配分するなど、交付資金の効率化と、無駄の排除によって、財政負担の軽減を図る。

4. 「平成 23 年度審査対象補助金等」の審査結果

平成 23 年度の流山市の補助金事業の総件数は 131 件で、そのうち国県補助金は 40 件、市単独補助金が 91 件となっている。今回の審査では、国県補助金については、重要性、国県への協力・協調などから、審査対象からはずした。

審査対象となった市単独補助金につき、疑問点等があつて、確認の必要があると思われた「ヒアリング対象補助金」と、残りの「ヒアリング対象外補助金」に分けて審査した。まず「ヒアリング対象補助金」については、担当課とのヒアリング（説明と質疑）を経て、ヒアリング結果と「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」の総合判断によって、また「ヒアリング対象外補助金」は、提出された書類「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」、資料等を総合的に検討して審査・評価した。

審査結果は別紙（1，2）のとおりである。

なおこれによると、次のような結果となった。

A 評価（継続）： 59 件

B 評価（改善の余地、見直しの必要がある）： 31 件

C 評価（廃止）： 1 件

また審議委員の評価表コメントでは、「長期化・固定化・マンネリ化が指摘される」、「自主・自立化を含めた改善・検討が求められる」といった意見が目立ち、補助金長期化による既得権化、

そしてマンネリ化の問題が出ていることは否定できない。

(別紙 1) 平成 23 年度「ヒアリング対象補助金」評価

(別紙 2) 平成 23 年度「ヒアリング対象外補助金」評価

おわりに

平成 23 年度は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 ヶ年を期間とした「補助金適正化実行プラン」の最終年度となっている。その答申書作成のため、「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」の記述をもとに、補助金目的・算出基準・適正化実行プラン等々を精査し、一部個別ヒアリングなどを経て、評価・審査を行った。判断材料としては重要なはずの書類として、内容・項目記述のしっかりしたものもある一方、中にはあまりにも杜撰で、「適正化実行プラン」の書き方に不備が目立つものもあった。貴重な補助金を得るための資料作成にしては、いささか軽率のそしりを免れない感があった。まさにこうした安易な態度が補助金の既得権化・マンネリ化を裏付けるような印象を与えてしまう。

その意味では、交付団体等の報告・評価をしっかりと把握することが基本で、補助事業の成果が明示され、評価される仕組み（計画・実施・報告・評価）を構築することが重要であろう。

また「補助金等適正化実行プラン」の記述内容を見ても、ヒアリングを聞いても、これまでの「答申」を見ていない、または無視、と思われる印象を受けることが多かった。審議会への意見・提案に対して、もっと正面から向き合って、積極的に対応する姿勢がほしい。

本年度「第 1 回補助金等審議会」において、市長から直接、マニフェストに基づく重点施策の説明があり、市を挙げての積極的意欲がうかがえた。回を重ねた審議会によって、せっかく心血を注いでまとめた「答申」は、市長宛に提出されるものの、市長、市幹部のみならず、関係各課・各関係者が目を通すだけでなく、具体的対策・実施面にも十分活用していただきたい。

それにしても補助金において三つの M(3M) に注目したい。すなわち M U D A (ムダ：補助金のムダ使いをなくす)、M U R I (ムリ：財政制約・状況を見放した放漫補助)、M A N N E R I (マンネリ化をなくす) である。

まさに補助金は、肥大化による財政圧迫と長期化・固定化の懸念があるだけに、“コスト・ベネフィット(費用・便益)”意識を

しっかりと心掛ける必要がある。

地域（地方）経済の発展は地域の発展を活かして、地域の比較優位を活用する以外にない。補助金は地域の優位性を引き出し、高める方向で活用されるべきであろう。

流山市補助金等審議会

会 長 伊藤 治夫

副会長 山口 今朝勝

柴 鉄也

廣田 有里

前田 弘

松本 正彦

西村 象六